

おしえて！JOBKEEPER

4月8日に可決された Jobkeeper payment ですが、まだ詳細が明らかになっていない点があると指摘されています。しかし、現在決定されていなかったり、将来浮上するような問題点については、財務大臣の裁量で判断され、オーストラリア国税局（ATO）が管理していくとのこと。

Jobkeeper payment については、日々オーストラリア国財務省の HP にて更新されていますが、日本語の要約については、当所メルマガにてご案内しておりますのでご参照ください。

<http://ybabs.com.au/%e7%b7%8a%e6%80%a5%e3%83%a1%e3%83%ab%e3%83%9e%e3%82%ac%e3%80%80%e7%ac%ac4%e5%bc%be/>

まず、雇用主としてしておかないといけないのは、以下の3点です。

- (1) 事業の売上が、今年の今頃と比較して、30%以上（または、年間総売上が \$ 1Billion 以上の事業ならば 50%以上）減少したか？または、減少すると予想できるか？
- (2) どの従業員が、Jobkeeper payment の対象者か？
- (3) 2020年3月30日から4月12日の期間に対して、Jobkeeper payment 対象となる従業員に対して、\$1,500の給与（税引き前）を支払う（以下のQ & Aにて更に詳細を説明しております）。

以下、現時点で明らかになっている Jobkeeper payment について、よくある質問を FAQ 形式にてご案内いたします。上記の(3)が一番ハードルがきつい制度だと感じます。それも踏まえた上での政府サイドの回答も記載しております。

Jobkeeper Payment Q & A

Q1: どんな雇用主に Jobkeeper payment 受理の資格がありますか？

A1: 非営利団体を含む、以下の条件を満たす事業雇用主が対象です。

- 事業を行っており、年間の売上が \$ 1 Billion 未満の場合、2020 年 3 月 30 以降の少なくとも 1 か月の予想売上が、前年の同時期と比較して、30%以上減少している（年間の売上が \$ 1Billion 以上の事業である場合には、50%以上の減少）。
- 事業は Major Bank Levy の対象ではない

*清算中の会社、破産をしたパートナーシップ、トラスト、および個人事業主は、対象から外れます。

Q2: どのような従業員が対象となりますか？

A2: 下記の従業員が Jobkeeper payment の対象となります。

- Jobkeeper payment を申請する雇用主の元で、2020 年 3 月 1 日時点で雇用され、現在も雇用されている（一時解雇や再雇用も含める）。
- フルタイム、パートタイム、長期勤務のカジュアル（2020 年 3 月 1 日時点で定期的かつ組織的に 12 カ月間雇用されている場合）で、他の雇用主もとで正社員として雇用されていない。
- 2020 年 3 月 1 日時点で 16 歳以上
- 2020 年 3 月 1 日時点で、オーストラリア市民権、永住権保持者、特別カテゴリービザ（サブクラス 444）保持者（オーストラリアで就労するニュージーランド人）
- 2020 年 3 月 1 日時点で、オーストラリアの税金上居住者
- 他の雇用主から Jobkeeper Payment を受け取っていない人

*育児休暇中で、Parental leave や Dad and Partner Pay を政府から受け取っている従業員は、Jobkeeper payment を受け取ることができません。

雇用主は、上記条件を満たす従業員ひとりにつきステートメント（まだ ATO が準備段階）をそれぞれ入手する必要があります。また、雇用主は、従業員に、Jobkeeper payment を受理する旨を伝えなければなりません。

Q3: 従業員に対して、いつどのように支払いをしなければなりませんか？

A3: ATO から Jobkeeper payment が最初に支給されるのは、5月1日で、2020年3月30日から1ヶ月の給与をカバーしています。従って、Jobkeeper payment を5月1日に受け取るためには、それ以前に、対象となる従業員に、最低でも、隔週で\$1,500（税引き前）の給与を支払う必要があります。

以下の表に、従業員の給与の額とそれぞれの受取額をまとめました。

従業員	雇用主の支払い
就労を継続し、通常の給与が隔週で\$1,500以上⇒給与額に変化なし	通常通りの金額の支払いをする。後に受け取る Jobkeeper payment を、雇用主がキープする。
就労を継続し、通常の給与が隔週で\$1,500未満⇒給与額は\$1,500（税引き前）	最低でも\$1,500を対象となる従業員に支払い、後に受け取る Jobkeeper payment を、雇用主がキープする。
一時解雇されている従業員（仕事を行っていないために、賃金が支払われていな	\$1,500を支払う。後に受け取る Jobkeeper payment を、雇用主がキープする。もしも、対象となる従業員が、センターリンクからの補助を受理して

<p>い場合) ⇒ 給与額は \$ 1,500 (税引き前)</p>	<p>いる場合には、従業員は、Jobkeeper payment を受け取る旨をセンターリンクに告げる必要がある。</p>
-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

これらの支払いは、Single Touch Payroll にて ATO に報告されます。Single Touch Payroll を利用していない場合にも、Jobkeeper payment は申請できます。しかし、申請方法がマニュアル方式での申告となります（その方法については、まだ明らかになっていません）。

Q4: 対象となる従業員に、最低の \$ 1,500 を支払うべきでしたが、少なく支払ってしまいました。どうしたら良いでしょうか？

A4: Q3 と A3 で解説しましたように、Jobkeeper payment を 5 月 1 日から受理できるようにするためには、最低でも隔週 \$ 1,500 (税引き前) を支給する必要があります。しかし、\$ 1,500 に満たない金額を支払ってしまった場合には、追加を支払えば大丈夫です。ATO は、詳しいガイダンスを発行すると説明しています。

Q5: Jobkeeper payment の支払いを受けるまでに十分にお金がありません。対象となる従業員に、給与を支払うことができない場合にはどうしたら良いのでしょうか？

A5: Jobkeeper payment プログラムは、1 ヶ月毎の後払いとなります。このため、政府は、キャッシュフローに問題がある場合には、銀行と交渉することを勧めています。

「Jobkeeper Payment を受理したら返済するという条件で、一時的な融資を許可できるかもしれないと、銀行は述べている」と政府は回答しておりますが・・・

Q6: どのように売上の減少を証明したら良いのでしょうか？

A6: Jobkeeper payment 上の売上の考え方は、GST を計算する時の「売上」と同様です。従って、対象となるオーストラリアの売上は、オーストラリアと繋がりがある売上というこ

とになります（オーストラリアに繋がりはあるとしても、居住用物件からの賃貸収入、利息収入や配当は、対象外となります。）。このため、海外からの収入は、対象となりません。

実際に、30%以上売上が減少したことを証明するか、または、2020年4月から9月の間に減少するとの確に予測が立てられる場合には、申請ができます。

比較対象となる期間とは：

- カレンダー上の月（2020年4月から9月の間）、または
- 四半期毎（2020年4-6月期と7-9月期）

（例）2020年4月の予想売上と2019年4月の実績比較、2020年4-6月四半期の予想売上と2019年4-6月四半期の実績比較。

雇用主は、月比較または四半期比較、どちらでも選択できるようです。また、その事業のBASの報告期間（毎月または四半期）と同じでなくても良いとしています。

以下にいくつかのパターンをご説明します。尚、下記の例以外の状況もでてくるかと思いますが、ATOからのガイダンスを参照することになります。

【4月から30%以上の売上減少が予想でき、その状態が続くか減少率が多くなる場合】

例えば、A社については、4月13日時点で、2020年4-6月四半期の予想売上が、前年同時期の実績と比較して、38%減少すると予想できるとします。この時点で、Jobkeeper Paymentに申請できます。実際には、45%も売上が減少していました。この場合、この事業は、9月までJobkeeper paymentの対象となります。

【4月から30%以上の売上減少が予想したが、実際の減少率が30%に達しない場合】

B社は30%以上の売上の減少を予想していたが、実際には、それより少ない減少率、例えば20%の減少だとすると、ATOは、Jobkeeper paymentの返金を求めてくる可能性があります。

ます。予想と実績の差を ATO がどこまで容認し、こういった調整を求めてくるのか、ATO はガイダンスを発行するとしています。

【4-6 月は 30%も減少しないが、7 月からの減少が予想できる場合】

C 社は、4 月の時点で、4-6 月の売上は、前年度と比較して、30%以上の減少はないと判断、しかし、7-9 月については、30%以上の減少が予想される場合には、Jobkeeper payment を 7 月 1 日から申請することができます。この場合、3 月 30 日まで遡っての Jobkeeper payment 受理をすることはできません。

Q7: 「私の事業は、設立されてからまだ 12 ヶ月経っていません。」、「大きな売上が、不定期に起こるので、前年の同じ時期と比較することができません。」など・・・前年度の売上の比較が難しい場合はどうしたらよいでしょう？

A7: この他にも、まだ事業を始めたばかりで、事業らしい事業を始めていないのに、コロナウィルスで、被害にあってしまった・・・などといういろいろなケースがあるかと思えます。こういった場合には、ATO がそれぞれをケースについて判断するということですので、あきらめしないで、申請してみるのが良いでしょう。ただし、コロナウィルスによる事業への被害を立証する必要があります（どのように立証するのかは、ケースバイケースのようです）。

Q8: 今の事業を購入してから、12 ヶ月経っていません。前のオーナーが雇用していたカジュアルスタッフをそのまま雇用しているのですが、彼らは、Jobkeeper payment の対象になりますか？

A8: そのカジュアルスタッフが、12 カ月間、定期的かつ組織的に就労していたのであれば、対象となるでしょうが、それを雇用主として査定しなければなりません。

Q9: 雇用主として Jobkeeper payment から源泉徴収を納税し、スーパーを支払わないといけませんか？

A9: 最低でも \$ 1,500 の税込み給与に対する源泉徴収を納税しなければなりません（\$ 1,500 は税引き前の金額）。通常、\$ 1,500 以上の給与を受け取る従業員については、スーパーの積立額は、変わりません（税込み給与の 9.5%）。しかし、通常の給与が、\$ 1,500 に満たない場合には、通常の給与に対してのみスーパーを積み立てます。

Q10: ATO に対して未払いの BAS の支払いがあるのですが、Jobkeeper payment で相殺してもらえないのでしょうか？

A10: Jobkeeper Payment は、雇用主が従業員の給与を支払うことができるようにする目的で、支給されるものですので、ATO への未払いの税金と相殺することはできません。

Q11: 自営業ですが、Jobkeeper Payment を受け取ることはできますか？

A11: 下記の条件を満たせば受け取ることができます。

- 30%以上の売り上げ減少が予想できる
- 2020 年 3 月 12 日またはそれ以前に ABN を持ち、
 - 2019 年度のタックスリターンにおいて、事業からの所得が課税対象となる所得として、2020 年 3 月 12 日またはそれ以前（または、ATO が許可するそれ以降の申告日）に申告されていた。または
 - 2018 年 7 月 1 日から 2020 年 3 月 12 日までに商品やサービスを供給し、2020 年 3 月 12 日またはそれ以前（または ATO が許可するそれ以降の日）に、その情報を ATO に報告していた。

- 事業活動を活発に行っていた
- 他から Jobkeeper payment を受取する資格がない
- 2020 年 3 月 1 日時点で 16 歳以上
- 2020 年 3 月 1 日時点で、オーストラリア市民権、永住権保持者、特別カテゴリービザ（サブクラス 444）保持者（オーストラリアで就労するニュージーランド人）

Q12: パートナーシップにより事業を行っています。Jobkeeper Payment を受け取ることはできますか？

A12: パートナー人だけに Jobkeeper payment を受け取る資格があります。（パートナーシップのパートナーは、従業員ではないという概念です）

Q13: トラストの場合には、誰が Jobkeeper Payment を受け取ることはできますか？

A13: トラストの従業員は、Jobkeeper payment を受け取る資格があります。給与という形ではなく、トラストの利益からの分配を受け取る Beneficiaries（受益人）については、受益人のうち一人の個人のみが Jobkeeper payment を受け取ることができます。

Q14: 私は、会社の取締役ですが、決まった給料を受け取っていません。Jobkeeper payment を受け取ることができますか？また、給与は受け取らずに、会社に利益が出たときにのみ配当をもらう株主の場合はどうでしょうか？

A14: 取締役または株主の中から、誰か一人のみが Jobkeeper payment を受け取ることができるようにノミネートすることができます。

Q15: 30%売上減少、対象となる従業員の資格の証明等、ATO は、厳しく追及してきますか？また、通常は\$1,500 に満たない給与を受け取る従業員に、\$ 1,500 を支払わない場合はどうなりますか？

A15: ATO は、救済措置が悪用されないように、監査や査定のプロセスを準備しています。救済措置が悪用したことが発覚した場合には、厳しい罰則が課されるといことです。（最高で \$126,000 の罰金）

Jobkeeping payment の申請手続きなどについて、お手伝いが必要でしたら、御連絡ください。

Updated 14 April 2020

お断り : 本内容は、情報の提供を目的として作成されており、**税務・法律アドバイスとして利用されるためのものではありません**。ブリース洋子公認会計事務所は、掲載記事の正確さに万全を期しておりますが、掲載後にデータや情報に変更の可能性あることをご了承くださいませ。また、内容に関しましては、必ずしも見解を反映したものではないことをお断りします。掲載内容の無断転載を禁じます。

連絡先

TEL: +61 7 5667 9245

FAX: +61 7 5667 9254

PO Box 81 Ashmore City Ashmore QLD 4214

Suite 2204 Level 2 Southport Central Tower 2

5 Lawson Street, Southport QLD 4215

W: www.ybabs.com.au

©Yoko Briese Accounting & Business Services